

## 我孫子市開発行為等運用・審査基準の一部を改正する告示

我孫子市開発行為等運用・審査基準（平成24年告示第46号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
第7 開発区域  (定義) 法第4条第13項 略	第7 開発区域  (定義) 法第4条第13項 略
趣旨： 略	趣旨： 略
<b>【条例】</b> 第2条 略	<b>【条例】</b> 第2条 略
1 略 2 法第4条第13項に規定する「開発行為をする土地の区域」とは、規則第4条第1項に掲げる表の「開発行為等の区分」に応じた各々の「開発区域」をいう。	1 略 2 法第4条第13項に規定する「開発行為をする土地の区域」とは、規則第4条第1項に掲げる表の「開発行為等の区分」に応じた各々の「開発区域」をいう。
<b>【条例】</b> (適用する開発行為)  第3条 この条例を適用する開発行為は、次に掲げるとおりとする。 ただし、自己の居住の用に供する専用住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、 <b>次章</b> 、第3章第2節、第4章第1節及び第2節並びに第5章の規定は、適	<b>【条例】</b> (適用する開発行為)  第3条 この条例を適用する開発行為は、次に掲げるとおりとする。 ただし、自己の居住の用に供する専用住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為については、 <b>第2章</b> 、第3章第2節、第4章第1節及び第2節並びに第5章の規定

<p>用しない。</p> <p>(3) 略</p> <p><b>【規則】</b></p> <p>(条例第3条第3号の規則で定める全体として一体的な土地利用とみなす開発行為)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) から (3) まで 略</p>	<p>は、適用しない。</p> <p>(3) 略</p> <p><b>【規則】</b></p> <p>(条例第3条第3号の規則で定める全体として一体的な土地利用とみなす開発行為)</p> <p>第4条 略</p> <p>(1) から (3) まで 略</p>
--	---

## 第11 開発事業者の責務

<p><b>【条例】</b></p> <p>(開発事業者の責務)</p> <p>第5条 略</p> <p><b>【規則】</b></p> <p>(条例第5条第2項の規則で定める条例等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和47年条例第39号)、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年条例第28号)、我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例(平成11年条例第10号)、我孫子市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成13年条例第2号)、我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成15年条例第22号) 及び<u>我孫子市</u></p>	<p><b>【条例】</b></p> <p>(開発事業者の責務)</p> <p>第5条 略</p> <p><b>【規則】</b></p> <p>(条例第5条第2項の規則で定める条例等)</p> <p>第5条 略</p> <p>(1) 我孫子市緑地等の保全及び緑化の推進に関する条例(昭和47年条例第39号)、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例(平成元年条例第28号)、我孫子市手賀沼沿い斜面林保全条例(平成11年条例第10号)、我孫子市墓地等の経営の許可等に関する条例(平成13年条例第2号)、我孫子市埋立て等による土壤の汚染及び災害の発生の防止に関する条例(平成15年条例第22号) 及び<u>我孫子市</u></p>
--	--

<p><b>景観条例（令和7年条例第28号）</b>並びにこれらの条例に基づき定められた規則            (2) 及び (3) 略            (公共施設等の帰属)            第17条 略</p>	<p><b>景観条例（平成18年条例第21号）</b>並びにこれらの条例に基づき定められた規則            (2) 及び (3) 略            (公共施設等の帰属)            第17条 略</p>
<p>第25 公共施設の管理者の同意            (公共施設の管理者の同意等)            法第32条 略            (開発行為を行うについて協議すべき者)            2及び3 略            政令第23条 略            (1) から (4) まで 略</p>	<p>第25 公共施設の管理者の同意            (公共施設の管理者の同意等)            法第32条 略            (開発行為を行うについて協議すべき者)            2及び3 略            政令第23条 略            (1) から (4) まで 略</p>
<p>1 本文 略            (1)及び(2) 略            (3)手続</p>	<p>1 本文 略            (1)及び(2) 略            (3)手續</p>
<p><b>【条例】</b>            (事前協議)            第6条 開発行為を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項について、規則で定める図書を添えて市長に協議を申請しなければならない。            (1) から (3) まで 略            2 前項の協議（以下「事前協議」という。）の申請は、我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予</p>	<p><b>【条例】</b>            (事前協議)            第6条 開発行為を行おうとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項について、規則で定める図書を添えて市長に協議を申請しなければならない。            (1) から (3) まで 略            2 前項の協議（以下「事前協議」という。）の申請は、<b>我孫子市景観条例（平成18年条例第21号。</b>以下こ</p>

防と調整に関する条例（平成元年条例第28号）第5条第1項の規定による標識の設置後、同条第2項に規定する標識の設置期間が経過した後に行わなければならない。

### 3 略

（我孫子市開発行為検討会の設置）

#### 第7条 略

（協議書の締結）

#### 第8条 略

（事前協議の変更）

#### 第9条 略

【規則】

の項において「景観条例」という。)

第15条第2項の規定による申請書

の提出後及び我孫子市における建築、開発行為等に係る紛争の予防と調整に関する条例（平成元年条例第28号。以下この項において「紛争予防条例」という。)第5条第1項の規定による標識の設置後、景観条例第15条第1項に規定する期間及び紛争予防条例第5条第2項に規定する標識の設置期間が経過した後に行わなければならない。ただし、景観条例第15条第2項の規定による申請書の提出後、同条第3項の規定により市長が当該行為に係る手続に着手することを認めた場合においては、紛争予防条例第5条第1項の規定による標識の設置後、同条第2項に規定する標識の設置期間が経過したときは、事前協議の申請を行うことができる。

### 3 略

（我孫子市開発行為検討会の設置）

#### 第7条 略

（協議書の締結）

#### 第8条 略

（事前協議の変更）

#### 第9条 略

【規則】

<p>(条例第6条第1項に規定する事前協議の手続)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第6条第1項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、次に掲げる図書で開発行為に応じて市長が指定するもの</p> <p><u>ア 消防施設協議申請書の写し</u></p> <p><u>イ 雨水に関する排水放流申請回答書の写し</u></p> <p><u>ウ ごみ集積所設置事前協議書の写し</u></p> <p><u>エ 埋蔵文化財の取扱いについての回答書の写し</u></p> <p><u>オ 土砂等の埋立て等事前計画書の写し</u></p> <p><u>カ 事前協議に係る手続を代理人に委任して行うときは、委任状</u></p> <p><u>キ その他市長が必要があると認める図書</u></p> <p>3 略</p> <p>別表第1 (第6条、第10条関係)</p>	<p>(条例第6条第1項に規定する事前協議の手続)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 条例第6条第1項の規則で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)から(8)まで 略</p> <p>(9) 前各号に定めるもののほか、次に掲げる図書で開発行為に応じて市長が指定するもの</p> <p><u>ア 我孫子市景観条例に基づく我孫子市景観計画区域内行為事前協議申請書の写し</u></p> <p><u>イ 消防施設協議申請書の写し</u></p> <p><u>ウ 雨水に関する排水放流申請回答書の写し</u></p> <p><u>エ ごみ集積所設置事前協議書の写し</u></p> <p><u>オ 埋蔵文化財の取扱いについての回答書の写し</u></p> <p><u>カ 土砂等の埋立て等事前計画書の写し</u></p> <p><u>キ 事前協議に係る手続を代理人に委任して行うときは、委任状</u></p> <p><u>ク その他市長が必要があると認める図書</u></p> <p>3 略</p> <p>別表第1 (第6条、第10条関係)</p>
--	--

<p>及び別表第2（第6条、第10条関係） 略            （条例第6条第3項の規則で定める開発行為）</p> <p>第7条 略            （我孫子市開発行為検討会）</p> <p>第8条 略            （条例第8条第1項、第9条第2項及び第15条第2号の規則で定める基準）</p> <p>第9条 略            （条例第9条第1項に規定する事前協議の変更手続）</p> <p>第10条 略</p>	<p>及び別表第2（第6条、第10条関係） 略            （条例第6条第3項の規則で定める開発行為）</p> <p>第7条 略            （我孫子市開発行為検討会）</p> <p>第8条 略            （条例第8条第1項、第9条第2項及び第15条第2号の規則で定める基準）</p> <p>第9条 略            （条例第9条第1項に規定する事前協議の変更手続）</p> <p>第10条 略</p>
---	---

## 附 則

この告示は、公示の日から施行する。